

川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 光和サービス㈱

購 読 料 (前納)
1 年 10,800円
1 箇 月 900円

目 次

条 例

- ◇川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例 (第46号) 2576
- ◇川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例 (第47号) 2576
- ◇川崎市職員定数条例の一部を改正する条例 (第48号) 2578
- ◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (第49号) 2578
- ◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (第50号) 2579
- ◇川崎市基金条例の一部を改正する条例 (第51号) 2579
- ◇川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例 (第52号) 2579
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例 (第53号) 2584
- ◇川崎市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (第54号) 2585
- ◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例 (第55号) 2585
- ◇川崎市地区まちづくり育成条例 (第56号) 2587
- ◇川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例 (第57号) 2590
- ◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例 (第58号) 2590
- ◇川崎市下水道条例の一部を改正する条例 (第59号) 2591
- ◇川崎市港湾施設条例の一部を改正す

- る条例 (第60号) 2592
- ◇川崎市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (第61号) 2593
- ◇川崎市水道局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (第62号) 2594
- ◇川崎市水道条例の一部を改正する条例 (第63号) 2594
- ◇川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例 (第64号) 2599
- ◇川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 (第65号) 2602
- ◇川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 (第66号) 2602
- 規 則
- ◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第86号) 2603
- ◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第87号) 2603
- ◇川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 (第88号) 2603
- ◇川崎市基金条例施行規則の一部を改正する規則 (第89号) 2605
- ◇川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則 (第90号) 2605
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第91号) 2619
- ◇川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則 (第92号) 2623
- ◇川崎市下水道条例施行規則の一部を改正する規則 (第93号) 2624
- ◇川崎市契約規則の一部を改正する規則 (第94号) 2624
- ◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則 (第95号) 2624

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第91号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。

目次中「自動車公害の防止」を「自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減」に、「自動車を販売する者の義務(第80条～第81条の2)」を「自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減に係る使用者等の責務(第79条の2～第81条の2)」に、「温暖化物質の排出抑制(第92条)」を「削除」に改める。

第9章の章名を次のように改める。

第9章 自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減

第9章第1節の節名を次のように改める。

第1節 自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減に係る使用者等の責務

第9章第1節中第80条の前に次の6条を加える。

(環境配慮行動項目)

第79条の2 条例第99条第2項に規定する規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) エコドライブ(自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減のための自動車の適正な運転及び整備をいう。以下同じ。)及び貨物等の運搬に係る自動車へのエコドライブを行う旨の表示を行うこと。
- (2) 車種規制不適合車(対象自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しないもの(同法第13条第1項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により当該窒素酸化物排出基準及び当該粒子状物質排出基準が適用されないものその他市長が別に定めるものを除く。)をいう。)を使用しないこと。
- (3) 低公害車を積極的に使用すること。
- (4) その他市長が必要と認める項目

(対象自動車)

第79条の3 条例第99条第2項ただし書に規定する規則で定める自動車は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号)第4条第1号、第2号又は第6号(貨物等の運送の用に供するものに限る。)に掲げる自動車とする。

(貨物運送事業者等)

第79条の4 条例第99条第2項第1号に規定する規則で定める事業者等は、次に掲げる者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業を営業者
- (2) 貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第6項に規定する貨物利用運送事業を営業者
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者、同法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者又は同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者

(指定荷主及び指定荷受人の要件)

第79条の5 条例第99条の2第1項及び第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 敷地面積が10,000平方メートル以上の事業所(日本標準産業分類に定める製造業を行う事業所に限る。)を市内に設置する事業者であること。
- (2) 倉庫業法(昭和31年法律第121号)第3条の規定により登録を受けた者のうち、次に掲げるいずれかの事業所を市内に設置する事業者であること。

ア 倉庫業法施行規則(昭和31年運輸省令第59号)

第3条第1号から第5号まで又は第7号(貯蔵槽により保管するものを除く。)に掲げる倉庫を所管し、それらの有効面積(同規則第1条第2項に規定する有効面積をいう。)の合計が30,000平方メートル以上である事業所

イ 倉庫業法施行規則第3条第6号、第7号(貯蔵槽により保管するものに限る。)又は第8号に掲げる倉庫を所管し、それらの有効容積(同規則第1条第2項に規定する有効容積をいう。)の合計が

30,000立方メートル以上である事業所

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項、第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を受けた者のうち、1日当たり300トン以上又は300立方メートル以上の廃棄物の処分を行うことができる施設(処分の方法ごとの処理工程において、複数の施設を一体的に用いることにより当該処分を行う場合にあっては、それらの施設から構成される施設一式)を市内に設置する事業者であること。

(環境配慮行動要請票の保存期間等)

第79条の6 条例第99条の2第3項に規定する規則で定める期間は、同条第1項又は第2項の規定による要請をした日から起算して3年間とする。

2 条例第99条の2第4項の規定による報告は、毎年度

7月末日までに、前年度の実施状況について、貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書（第35号様式の2）により行うものとする。

（公 表）

第79条の7 条例第99条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 違反の事実
- (3) 勧告の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

第10章を次のように改める。

第10章 削除

第92条 削除

様式目次中

「

35	揚水した地下水の量等測定報告書	第78条 第3項
----	-----------------	-------------

」

を

「

35	揚水した地下水の量等測定報告書	第78条 第3項
35の2	貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書	第79条の 6第2項

」

に改める。

第35号様式の次に次の1様式を加える。

第35号様式の2

(表)

貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(以下「条例」という。)第99条の2第4項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称		
事業所の所在地		
指定荷主又は指定荷受人の要件及び規模	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第79条の5に定める指定荷主又は指定荷受人の要件	規 模
	<input type="checkbox"/> 第1号の要件に該当する事業者	事業所の敷地面積 m^2
	<input type="checkbox"/> 第2号の要件に該当する事業者	第2号アに定める倉庫の有効面積の合計 m^2 第2号イに定める倉庫の有効容積の合計 m^3
	<input type="checkbox"/> 第3号の要件に該当する事業者	施設(施設一式)の種類 () 1日当たりの処理能力 ()
連絡先	担 当 部 署 担当者氏名 電 話 番 号 (内線) メールアドレス	

- 備考 1 指定荷主又は指定荷受人の要件及び規模の欄には、該当する□内にレ印を記載し、右欄に規模を記載してください(第3号の要件に該当する事業者にあつては、1日当たりの処理能力が最も大きい施設(施設一式)について、施設(施設一式)の種類及び1日当たりの処理能力を記載してください。)
- 2 氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつては、その代表者)が署名することができます。

(裏)

1 指定荷主における要請の実施状況(条例第99条の2第1項関係)

(1) 指定荷主が委託した貨物運送事業者等への要請の実施状況(第1号)

貨物等の運搬を依頼した件数	件	
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	
	(1) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印があるもの	件
	(2) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印がないもの	件
	3 電磁的記録による要請	件
合 計		件

(2) 貨物等の荷受人への要請の実施状況(第2号)

貨物等の運搬を依頼した件数	件	
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	
	(1) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印があるもの	件
	(2) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印がないもの	件
	3 電磁的記録による要請	件
合 計		件

2 指定荷受人における要請の実施状況(条例第99条の2第2項関係)

(1) 指定荷受人が委託した貨物運送事業者等への要請の実施状況(第1号)

貨物等の運搬を依頼した件数	件	
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	
	(1) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印があるもの	件
	(2) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印がないもの	件
	3 電磁的記録による要請	件
合 計		件

(2) 貨物等の荷主への要請の実施状況(第2号)

貨物等の運搬を依頼した件数	件	
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	
	(1) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印があるもの	件
	(2) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印がないもの	件
	3 電磁的記録による要請	件
合 計		件

3 備考

--

備考 環境配慮行動要請票の提供手段ごとに、当該環境配慮行動要請票の写し(電磁的記録による要請の場合には、当該電磁的記録を用紙に出力したもの)を1部添付してください。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。